

パブリックコメントの募集（さいたま新都心合同庁舎 1 号館の管理・運営業務（電気機械設備等運転・保守管理業務、警備業務））

令和元年 9 月 6 日

支出負担行為担当官

関東財務局総務部次長 大野 孝広

財務省関東財務局では、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）及び「公共サービス改革基本方針」を踏まえ、令和 2～4 年度における「さいたま新都心合同庁舎 1 号館の管理・運営業務」について、民間競争入札の落札者により業務を実施することとしています。

今般、民間競争入札実施要項を定めるにあたり、実施要項(案)を公表し民間事業者の方をはじめ広く国民の皆様からのご意見を募集することとしました。

つきましては、下記を参考に実施要項(案)に対するご意見をお寄せください。

なお、いただきましたご意見について、今後、実施要項(案)の審議過程等で公表させていただく（個人が特定されるような情報は秘匿いたします。）場合があります。

また、ご意見に個別に回答することは予定しておりませんので、その点ご了承願います。

記

1. ご意見を募集する業務名称

① さいたま新都心合同庁舎 1 号館の管理・運営業務
（電気機械設備等運転・保守管理業務）

② さいたま新都心合同庁舎 1 号館の管理・運営業務（警備業務）

※ 清掃業務については別途、「意見招請に関する公示」によりご意見を募集しております。

2. ご意見の募集期間及び実施要項（案）の配布場所

期 間 令和元年 9 月 6 日（金）から令和元年 9 月 27 日（金）まで（必着）

時 間 9 時 00 分から 12 時 00 分及び 13 時 00 分から 17 時 00 分

（ただし土曜日及び日曜祝祭日を除く。）

場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東財務局総務部合同庁舎管理官（1 階）

3. ご意見の提出方法

実施要項(案)配布時に配布する意見書の提出によることとし、上記2の場所へ紙媒体でご提出をお願いします。

なお、郵送による場合は、簡易書留により期限の日時までには必着するようご留意願います。

4. ご意見提出上の注意事項等

電話によるご意見は受け付けておりません。また、ご意見は日本語に限ります。

ご意見については、意見書に、会社名、連絡先(所属部課、氏名、電話)、実施要項(案)のどの部分に該当するご意見かをご記入の上お寄せ下さい。

また、実施要項の決定後は、実施要項に従って入札等を行いますが、入札参加を検討するに当たってのご質問は、別途受付予定であり、今回のご意見募集の対象ではありません。